

# 業務部速報

No. 58

発行 17. 1. 17

JR東労組 業務部

## 申13号 「運転台前方カメラシステムに関わる取り扱い変更」に関する申し入れ提出

本日、「『運転台前方カメラシステムに関わる取り扱い変更』に関する申し入れ」を提出しました。

「運転台前方カメラシステムの試行導入に関する緊急申し入れ」における議論（平成22年6月3日締結）の議事録確認では、使用目的を明確にし、目的以外には使用しないことを確認しています。その目的は、「人身事故が発生した際に警察官が記録映像を確認することにより、運転再開までの時間短縮が可能」という趣旨の議論でした。また、運転士の過度な負担やプレッシャーにならないことも議論し、「人身事故時の状況説明をすることと変わりはない」ことを確認しています。

今回の「運転台前方カメラシステムに関わる取り扱い変更」は、運転士・車掌の分け隔て無く「乗務員」が画像確認者の指定を受けてカメラを操作し、地上設備や沿線状況を確認するものです。更に、車両センターの社員も画像確認者になるなど、乗務中や入出区時における雑念を誘起する要因となり、不安要素が増え安全上の問題に繋がりがねません。

「運転台前方カメラシステム」は、導入以降大きな問題なく運用されてきています。その中において、取り扱いを変更するためには、目的と効果を明確にする必要があります。

したがって下記のとおり申し入れますので、会社側の真摯な回答を要請します。

### ■申し入れ項目（全7項目）

1. 人身事故時における「運転台前方カメラシステム」の活用率を明らかにし、「運転台前方カメラシステム」導入以降、運転再開時間短縮などの具体的な成果や課題について明らかにすること。
  2. 「運転台前方カメラシステム」の取り扱いを変更する目的と根拠を明らかにし、使用用途を拡大することで、どのような成果が生み出されると考えているのか明らかにすること。
  3. 今回の取り扱い変更について、「基本的には目的以外に使用しない」「映像を確認する際の操作は警察官が行う」とした平成22年6月3日締結の「運転台前方カメラシステムの試行導入に関する緊急申し入れ」議事録確認に対する認識を明らかにすること。
  4. 画像確認者を乗務員と車両センター社員へ拡大する根拠を明らかにすること。また、取り扱い変更を行う現在の線区、乗務員区、車両センターを全て明らかにすること。
  5. 拡大趣旨以外の目的では使用しないこと。また、記録映像を根拠として乗務員に責任追求は行わないこと。
  6. 「運転台前方カメラシステム」であるにも関わらず、後方の車掌が扱う根拠を明らかにすること。また、車掌は後方防護要員であるため、「運転台前方カメラシステム」を扱わないこと。
  7. 今回の取り扱い変更に伴う今後の進め方を明らかにし、教育・訓練等、周知徹底すること。
- 以上

**乗務員に過度なプレッシャーにならないように、安全を確立していきます！**